

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説の一部改正の新旧対照表

○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和７年個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン<br/>（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正<u>令和７年個人情報保護委員会・総務省告示第４号</u>））の解説</p> <p>令和４年３月<br/>個人情報保護委員会<br/>総務省<br/>（<u>令和７年１０月更新</u>）</p> <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説<br/>目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は、<u>令和７年１０月１日時点</u>とする。</p> <p>１・２ [略]</p> <p>３ 信書便事業者の義務</p> | <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン<br/>（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正<u>令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号</u>））の解説</p> <p>令和４年３月<br/>個人情報保護委員会<br/>総務省<br/>（<u>令和７年６月更新</u>）</p> <p>信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説<br/>目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は、<u>令和７年６月１日時点</u>とする。</p> <p>１・２ [同左]</p> <p>３ 信書便事業者の義務</p> |

3-1～3-3 [略]

3-4 個人データの管理について（第9条～第12条関係）

3-4-1～3-4-4 [略]

3-4-5 委託先の監督（第12条第1項～第3項関係）

[略]

(1)・(2) [略]

(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告又は承認を求めること、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※5）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例1)～事例4) [略]

(※1) [略]

(※2) 委託元が第10条第1項が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれ

3-1～3-3 [同左]

3-4 個人データの管理について（第9条～第12条関係）

3-4-1～3-4-4 [同左]

3-4-5 委託先の監督（第12条第1項～第3項関係）

[同左]

(1)・(2) [同左]

(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告又は承認を求めること、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第23条第1項に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※5）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例1)～事例4) [同左]

(※1) [同左]

(※2) 委託元が第10条第1項が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれ

と同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第 23 条が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

(※3) ～ (※5) [略]

(参考) [略]

3-5 [略]

3-6 個人データの漏えい等の報告等 (第 14 条関係)

3-6-1・3-6-2 [略]

3-6-3 個人情報保護委員会・総務大臣等への報告 (第 14 条第 1 項関係)

3-6-3-1 報告対象となる事態

第 14 条 (第 1 項)

1 信書便事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第 4 項までに定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該信書便事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第 5 項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。) の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

と同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、第 10 条 (法第 23 条) 第 1 項が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

(※3) ～ (※5) [同左]

(参考) [同左]

3-5 [同左]

3-6 個人データの漏えい等の報告等 (第 14 条関係)

3-6-1・3-6-2 [同左]

3-6-3 個人情報保護委員会・総務大臣等への報告 (第 14 条第 1 項関係)

3-6-3-1 報告対象となる事態

第 14 条 (第 1 項)

1 信書便事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第 4 項までに定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該信書便事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第 5 項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。) の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該信書便事業者に対する行為による個人データ（当該信書便事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 第14条（第4項）

- 4 第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
  - 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）
  - 二 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第1による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大

- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該信書便事業者に対する行為による個人データ（当該信書便事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 第14条（第4項）

- 4 第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
  - 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1による報告書を提出する方法）
  - 二 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第1による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあ

臣が別に定める場合にあっては、その方法)

[略]

(参考)

法第 26 条 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第 7 条

法第 26 条第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある

っては、その方法)

[同左]

(参考)

法第 26 条 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第 7 条

法第 26 条第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある

- 個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

規則第8条（第3項）

- 3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第1による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）
- (2) 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第1による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

- 個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

規則第8条（第3項）

- 3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第1による報告書を提出する方法）
- (2) 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第1による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

### 3-6-3-2 報告義務の主体

[略]

### 3-6-3-3 速報（第 14 条第 2 項関係）

[略]

信書便事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに報告しなければならない。報告先は、個人情報保護委員会（法第 150 条第 1 項の規定により、総務大臣が法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の信書便法第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者にあつては、当該総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長））に報告する。総務大臣（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の信書便法第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者にあつては、当該総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長）に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、信書便事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、信書便事業者が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法又は当該ホームページに別途示されている方法により行う。総務大臣への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を記載した様式を提出する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点

### 3-6-3-2 報告義務の主体

[同左]

### 3-6-3-3 速報（第 14 条第 2 項関係）

[同左]

信書便事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに報告しなければならない。報告先は、個人情報保護委員会（法第 150 条第 1 項の規定により、総務大臣が法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の信書便法第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者にあつては、当該総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長））に報告する。総務大臣（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の信書便法第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者にあつては、当該総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長）に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、信書便事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、信書便事業者が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。総務大臣への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を記載した様式を提出する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>において把握している内容を報告すれば足りる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>3-6-3-4 確報（第 14 条第 3 項関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>3-6-3-5</u> 委託元への通知による例外（第 14 条第 5 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>3-6-4 [略]</p> <p>3-7～3-12 [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>【付録】 [略]</p> | <p>(1)～(9) [同左]</p> <p>3-6-3-4 確報（第 14 条第 3 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p><u>3-6-3-4</u> 委託元への通知による例外（第 14 条第 5 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>3-6-4 [同左]</p> <p>3-7～3-12 [同左]</p> <p>4～7 [同左]</p> <p>【付録】 [同左]</p> |
| 備考 表中の [ ] の記載は注記である。                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                        |